

暁学園 いじめ防止基本方針 【概要】

第1章 本学園のいじめに対する基本理念、およびいじめ防止等の対策組織の構成

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童・生徒にも起こり得ることであり、学校や家庭が一体となって、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいかなければならない。本学園では、「いじめを絶対に許さない」姿勢のもと、すべての児童・生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るように、保護者・関係機関との連携を図りながら、学園全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

2. いじめ防止対策委員会の設置

学園各校のいじめ防止対策委員会は、次の構成員により設置される。

〔暁高等学校構成員〕

管理職（校長、教頭）、生徒指導部

教務情報主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、学年生徒指導係、人権教育担当係、養護教諭、当該クラス担任、スクールカウンセラー等。

※必要であれば、部活動顧問、教科担当も参加をする

〔暁中学校・高等学校構成員〕

管理職（校長、教頭）、教務部主任、生徒指導・グローバル部主任

教育相談部主任、学年主任、人権担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等（オブザーバー）。

〔暁小学校構成員〕

管理職（校長、教頭）、生活指導部長

教育相談担当、人権教育担当、学年代表、養護教諭、当該クラス担任、スクールカウンセラー等。

3. いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的な役割としては、以下のとおりである。

（1）未然防止

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・ 命を大切にする教育、道徳教育の充実を図り、情報モラル教育の推進に取り組む。
- ・ 教職員の共通理解を測り、子どもたちに寄り添った指導を心がける。
- ・ いじめチェックリストの活用を行う。
- ・ 児童・生徒及び職員に対して、いじめ防止のための研修を実施する。

（2）早期発見

- ・ いじめアンケートを年3回実施し、集約及び分析を行う。
- ・ 遅刻、早退や保健室の利用状況、欠席状況の確認を行う。
- ・ 個人面談、教育相談、スクールカウンセラーの活用を行う。
- ・ いじめアンケートの集約及び分析結果等をその都度、法人本部に報告し情報共有する。

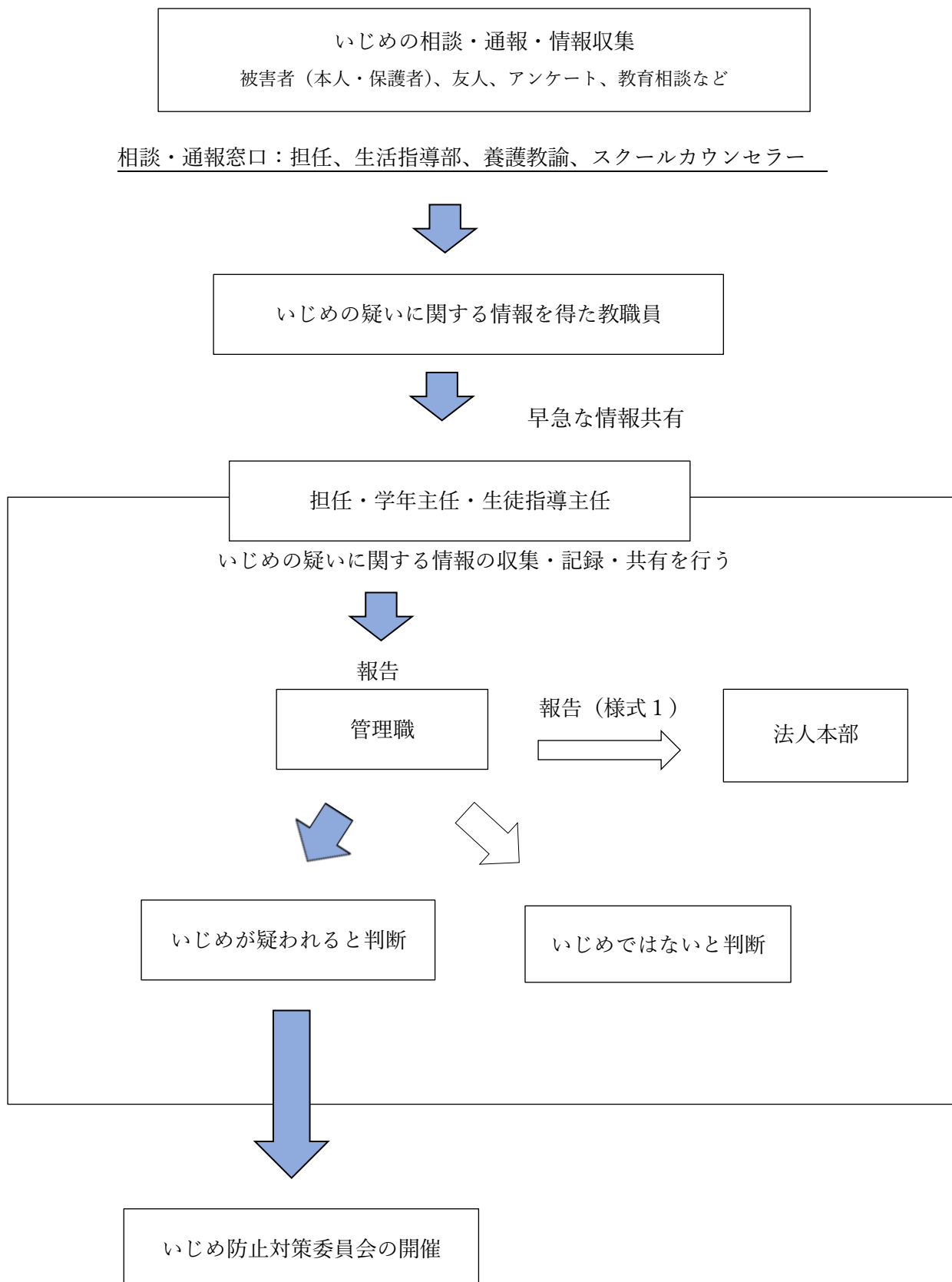
（3）事案対処〔早期対応〕

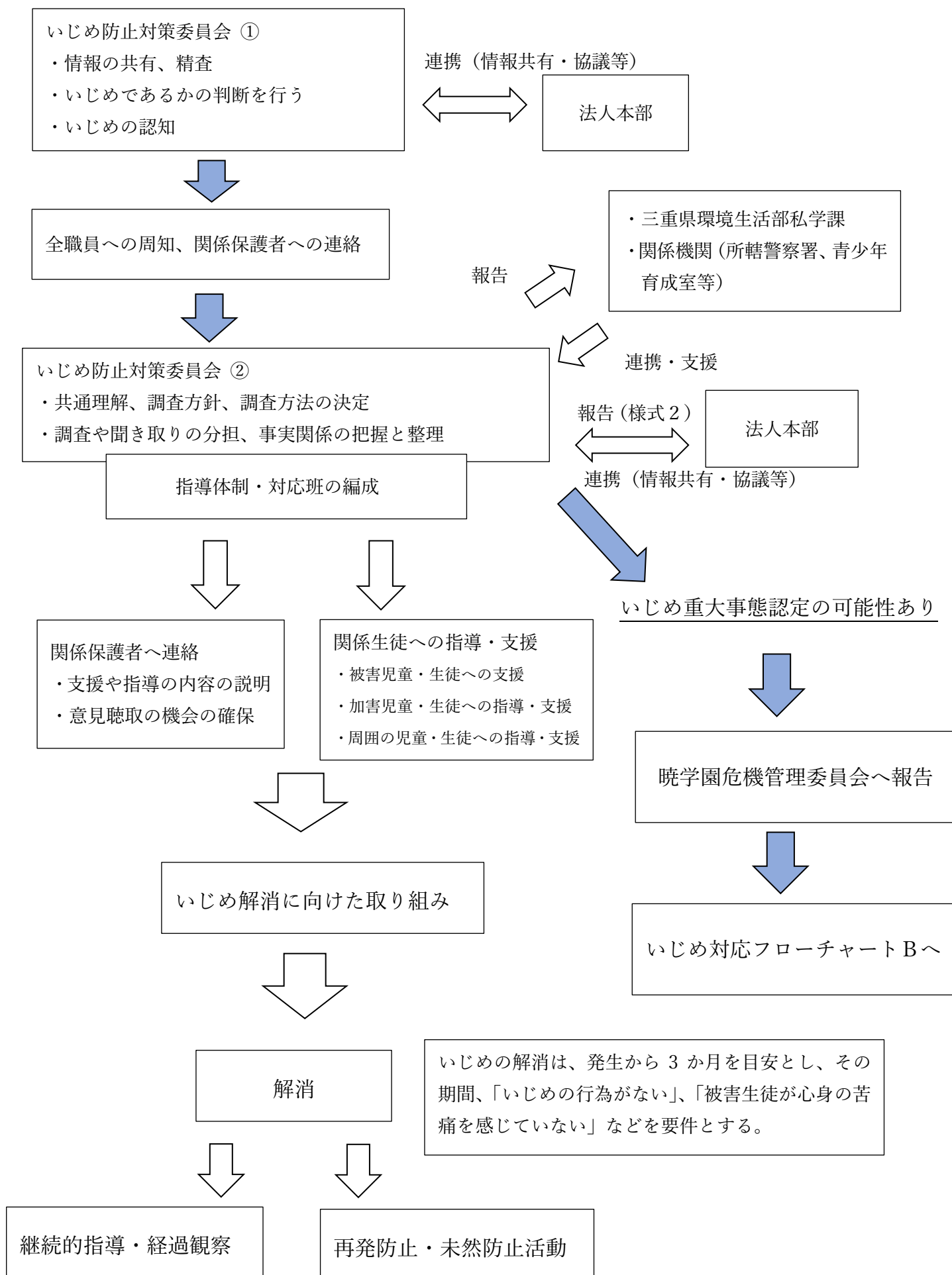
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には、すぐに臨時のいじめ防止対策委員会を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童・生徒に対するアンケート調査・聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- ・ いじめの被害生徒に対する支援、加害児童・生徒に対する指導の体制・対応方針の決定を行う。また保護者との情報共有（連絡・調整等の対応）を組織的に実施する。
- ・ 本学園規定のいじめ対応フローチャートを活用し、法人本部含め組織的に対応する。

第2章 いじめ事案発生時の対応について

1. いじめ対応フローチャート A





2. いじめ対応フローチャート B

*いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定）を参照のこと

いじめ重大事態が疑われる事案の発生

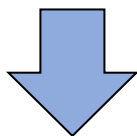
いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）。

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

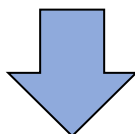
第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとしており、例えば、生徒が自殺を企図した場合や精神性の疾患を発症した場合等も想定される。

第2号の「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする。また一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

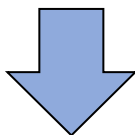


暁学園危機管理委員会（理事長、理事、所属長）の開催

いじめ重大事態と認定した場合

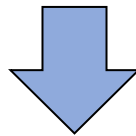


校長より、県知事、三重県環境生活部私学課へ報告（いじめ防止対策推進法第31条第1項）



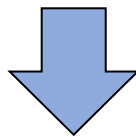
重大事態の調査

- ・学校は、速やかに調査組織を設置したうえで、重大事態に関する事実関係を明らかにするための適切な調査を行う。(いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項)。
- ・調査組織には、弁護士・精神科医・学識経験者・スクールカウンセラーなど、いじめの関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない専門家の参加が推奨される。
- ・対象児童・生徒及び保護者との情報共有のため、窓口となる担当者を決める。
- ・いじめ被害に遭った本人およびその保護者に対して、重大事態の事実関係など必要な情報を適切に提供する。(いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項)。報告内容は、いじめの時期、いじめの加害者、いじめの状況、学校側の対応などである。



調査結果を踏まえた対応

- ・被害者のケアや加害者への対処、再発防止などの措置を講じる。



調査結果の公表検討

- ・公表するか否かを個別の事情を総合的に考慮して、適切に判断する。(重大事態に関する調査結果は、特段の支障がない場合は公表することが望ましい。)